



制度の運用

アトラス上大岡ガーデン地区

所在地: 港南区東芹が谷



建築協定と緑地協定を締結している住宅地。建築協定では、建築物の屋根、外壁の色彩並びに門柱、敷地の舗装及び屋外広告物が周囲の景観と調和するものとする、敷地内に高木1本以上を設け、かつ敷地面積の20%以上の緑地を確保するものとするといった基準が定められており、緑豊かで整った良好な景観が形成されている。

